

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		高齢者住宅の利用の許可及び利用期間の更新 新座市高齢者住宅条例第5条及び第6条 (利用の申請及び許可) 第5条 高齢者住宅を利用しようとする者は、市長に申請し、利用の許可を受けなければならない。 (利用期間) 第6条 高齢者住宅の利用期間は、2年とする。ただし、市長が引き続き利用することについて適当であると認めるときは、当該利用期間を更新することができる。
所管部課係名		いきいき健康部長寿はつらつ課安心サポート係
審査基準	審 査	新座市高齢者住宅条例第3条 (申込者の資格) 第3条 高齢者住宅を利用できる者は、次の要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。 (1) 65歳以上であること。 (2) ひとり暮らしであること。 (3) 現在居住している民間の賃貸住宅について、建て替え等により、立ち退きを要求されていること。 (4) 市内に引き続き1年以上住所を有していること。 (5) 自立して日常生活を営むことができること。
	基 準	未設定 (既に条例により言い尽くされているため。)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 40日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)